

大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の 品質管理試験を行う試験場の指定基準

(目的)

第1条 この基準は、大分県土木建築部及び農林水産部が発注する土木・建築工事の品質管理試験を行う公益財団法人大分県建設技術センターを補完する試験場（以下「試験場」という。）の指定について必要な基準を定め、信頼性の高い工事目的物の引き渡しを受けるため、工事施工段階の品質管理試験（以下「試験」という。）の正確性・公正性を確保することを目的とする。

(指定基準)

第2条 指定の対象となる試験場及び試験項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大分県内に所在していること
- (2) 日本産業規格（J I S規格）に定める次に掲げる試験項目を行うことができること
 - ① 骨材関係試験
 - ② コンクリート圧縮強度及び曲げ強度試験
- (3) 前号の②については、国、県又は関係団体の全国組織が認定していること
- (4) 試験に従事する職員が専従又は常駐していること
- (5) 試験機器が良好に整備され、定期的に点検し又は検定を受けていること

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、試験場の所在地を所管する土木事務所長（以下「所管土木事務所長」という。）を経由して、工事検査室長あて別紙様式－1により申請書を2部提出しなければならない。

また、第6条第3項による有効期限の後、引き続いて指定を受けようとする者は、有効期限の60日前までに更新の申請をしなければならない。

ただし、更新の申請をする時は、添付する書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号、第8号及び第11号に掲げるものは、変更がある場合のみ提出するものとする。

- (1) 試験場の所在地を示す位置図
- (2) 試験場内部の配置図
- (3) 試験場を設置した機関の定款
- (4) 試験場の運営規約及び就労規則
- (5) 試験料の一覧
- (6) 試験機器の点検又は検定証の写し
- (7) 試験場の職員名簿（氏名、専従又は常駐状況、資格及び経験年数を記載したもの）

の) 及び資格証等の写し

- (8) 試験規格及び作業標準等
- (9) 試験場職員の過去1年間の教育及び訓練の実績並びに今後1年間の計画の概要
- (10) 申請する試験項目の過去1年間の試験実績数
- (11) 試験場の全景、施設の詳細、試験機器及び試験中の写真
- (12) その他、必要と認める書類

(調査及び審査)

第4条 工事検査室長は、前条の申請を受理した時は、所管土木事務所長と協議のうえ速やかに別紙様式-2により立入調査を行うものとする。

- 2 工事検査室長は、審査委員会を開催し、前項の調査結果に基づいて委員の意見を聞くものとする。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 工事検査室長
- (2) 関係各課(室)長 (土木建築部)
- (3) 工事技術管理室長 (農林水産部)
- 2 審査委員会に会長をおき、工事検査室長をもってあてる。
- 3 会長に事故あるときは、建設政策課長が会長の職務を代行することができる。
- 4 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。
 - (1) 試験場の指定に関する事
 - (2) 指定の更新に関する事
 - (3) 指定の取消に関する事
- 5 審査委員会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集し開催するものとする。
- 6 委員会の庶務は工事検査室が行うものとする。
- 7 会長が認めた場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
- 8 この検査要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定めるものとする。
- 9 審査委員会は、会長が必要と認めた時、第三者の意見を聞くことができるものとする。

(指定)

第6条 工事検査室長は、審査委員会の結果に基づいて、申請者に対して別紙様式-3により指定を行うものとする。

- 2 工事検査室長は、前項の指定を行った時は、各発注機関の長に通知し公表するものとする。
- 3 指定の有効期限は、審査委員会が2月または3月に行われた場合は翌年度限りとし、それ以前に行われた場合は、当該年度限りとする。

(変更)

第7条 指定を受けた者は、次に掲げる事項に変更がある場合は、変更内容を示す書類を添付し、速やかに別紙様式－4により変更届出書を所管土木事務所長を経由し工事検査室長に提出しなければならない。

- (1) 試験場名
- (2) 試験場所在地
- (3) 技術資格者

2 工事検査室長は、前項の変更届出書を受理した時は、変更事項を各発注機関の長に通知し公表するものとする。

(取消)

第8条 工事検査室長は、指定を受けた試験場が次の各号の1に該当する場合は、指定を取り消し、当該指定を受けた者にその旨を通知するとともに、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

- (1) 指定した試験ができない場合
- (2) 試験の正確性・公正性が確保できない場合
- (3) 第4条第1項の調査に応じない場合
- (4) 指定基準に違反し、かつ、改善の意志がないと認められる場合
- (5) 過去1年間に試験実績がない場合

(試験の休止又は中止)

第9条 当該年度内に試験を休止又は中止する者は、別紙様式－5により所管土木事務所長を経由し工事検査室長あて届出書を提出しなければならない。

2 工事検査室長は、前項の休止又は中止届出書を受理した時は、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

附則

1. この指定基準は、平成13年4月1日から施行する。

1. この要領は、平成13年12月1日から施行する。(平成13年12月1日一部改正)

2. この要領施行の際、現に届出されているその他の手続は、この要領によってなされた申請その他の手続とみなす。

1. この要領は、平成17年8月1日から施行する。(平成17年8月1日一部改正)

1. この要領は、平成21年12月1日から施行する。(平成21年11月4日改正)

1. この要領は、平成25年10月1日から施行する。(平成25年10月1日一部改正)

1. この要領及び様式は、令和2年7月1日から施行する。(令和2年6月22日一部改正)

1. この要領及び様式は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月28日一部改正)